

個人サンプリング法による作業環境測定の今後の在り方に関する  
中間取りまとめ（案）

- 1 個人サンプリング法による作業環境測定のための今後の在り方について
  - (1) 個人サンプリング法による作業環境測定は、現時点では実績が少ない（詳細は別紙の2の「個人サンプリング法に係るアンケート結果①」参照。）が、次に掲げる理由から、個人サンプリング法による作業環境測定を適用できる作業場の種類を拡大していくべきである。
    - ① 個人サンプリング法による作業環境測定とその結果の評価は、リスクアセスメントのための個人ばく露測定とその結果の統計的な評価を兼ねることができること
    - ② 個人ばく露測定の担い手を育成するという観点から、個人サンプリング法による作業環境測定に習熟した作業環境測定士の育成が必要であること
    - ③ 再測定の結果も第三管理区分となった事業場に対する措置の強化に関して、呼吸用保護具の選択のための測定は、個人サンプリング法による作業環境測定又は個人ばく露測定が原則となること
  - (2) アンケート結果においては、約5割の作業環境測定機関が個人サンプリング法には利点があるとしている一方（別紙の2の「個人サンプリング法に係るアンケート結果②」）、問題があるとしたのは約3割であった（別紙の2の「個人サンプリング法に係るアンケート結果④」）。その問題点も、費用に関するものがほとんどであり、個人サンプリング法の測定としての精度面での指摘はなかった。個人サンプリング法は、測定時間が長いため、要する経費がA・B測定と比較して高額となることは当然といえる。
- 2 個人サンプリング法における測定手法の検討について（詳細は別紙の3参照）
  - (1) 個人サンプリング法による作業環境測定に追加可能な化学物質については、別紙の3の「個人サンプリング法における測定手法の検討①」の物質については、追加することに課題はない。
  - (2) 別紙の3の「個人サンプリング法における測定手法の検討②」の現行の作業環境基準にない測定法を取り入れること等で追加可能となる7物質については、NIOSH法には、測定精度等についての自己評価の記載があることから、それらを確認した上で、判断すべきである。

(3) 別紙の3の「個人サンプリング法における測定手法の検討②」の引き続き検討が必要な19物質については、次に掲げる事項について検討し、判断すべきである。

- ① D測定で管理濃度の1/10の濃度を測定できることを確認する必要性（理由の④）については、D測定は、C測定と異なり、統計的評価を行わず、また、作業中の最も高い濃度と管理濃度を比較するためのものであるため、1/5程度で足りると考えられる。
- ② 液体捕集法については、サンプラーによっては個人サンプリング可能な製品もあることから、諸外国で使用されているサンプラーの情報を収集するなどにより、実現可能性を検討すべきである。

### 3 その他検討が必要な事項

- (1) 個人サンプリング法の精度管理の制度を構築すべきである。選択したサンプラーによって分析手法（前処理等）も異なり、精度に影響を与えるからである。
- (2) 個人サンプリング法は、外部に委託するとサンプリング時間に応じて費用が高額となるが、自社測定士によってサンプリングを行い、分析だけを作業環境測定機関に委託すれば、費用を下げる事が可能となる。そういった方法についても周知すべきである。

### 4 今後のスケジュール等

- (1) 別紙の3の「個人サンプリング法における測定手法の検討①」に掲げる物質については、個人サンプリング法による作業環境測定が実施できるよう、本年度中を目途に、作業環境測定基準を改正する。
- (2) 別紙の3の「個人サンプリング法における測定手法の検討②」の作業環境測定基準にない測定法を取り入れることによる可能となる物質については、NIOSH 法等の信頼性等を検討した上で、可能な物質について、順次、作業環境測定基準の改正を行う。
- (3) 別紙の3の「個人サンプリング法における測定手法の検討②」の引き続き検討が必要な物質については、2(3)に掲げる検討を行った上で、可能な物質について、順次、作業環境測定基準の改正を行う。
- (4) (2)及び(3)については、改めて本検討会で検討を行う。作業環境測定基準の改正にあたっては、パブリックコメントにより国民のご意見を聴取する。